

入 札 説 明 書

宮崎県が行う物品の買入れ等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 5 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年 8 月 3 日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品 加温型骨消毒器
- (2) 納入期限 令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで
- (3) 納入場所 県立日南病院 臨床検査科

3 購入物品の仕様・数量等

加温型骨消毒器 1 式
仕様については別紙のとおり

4 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和 4 6 年宮崎県告示第 9 3 号)に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和 4 6 年宮崎県告示第 9 3 号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- (5) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

県立日南病院医事・経営企画課財務担当
日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 電話番号 0 9 8 7 (2 3) 3 1 1 1

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院医事・経営企画課財務担当
日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 電話番号 0 9 8 7 (2 3) 3 1 1 1
- (2) 期間 令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 2 4 日まで

7 入札と開札

- (1) 入札に参加する者は、別紙様式 1 による入札書(以下「入札書」という。)を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和 8 年 8 月 2 5 日(火) 午前 1 0 時 3 0 分
 - イ 場所 県立日南病院 2 階 第 2 会議室
日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式 2 による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。))

をしておかなければならない。

- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 入札金額は、本体価格のほか付属品等の経費を含めた金額である。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

10 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当するものは、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札しなかった者
- (3) 連合その他不正の行為があった入札をした者

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

12 入札結果の公表

入札結果は、病院局物品の購入等に係る入札結果の公表に関する要領に基づき公表する。

13 その他

- (1) 設置等の費用については、納入者の費用負担とする。
- (2) 物品の梱包材等については、物品の設置完了後、発注者の指示に従い納入者の費用負担において納入者が処分を行うこと。